

民間保育園公募に営利企業の参入を認めるな

日本共産党名古屋市議団が抗議と申し入れ (2014年6月24日)

名古屋市が来年4月開設の賃貸方式の民間保育所に営利企業の参入を認めました。日本共産党市議団は24日、抗議を行うとともに、今後も保育所整備は社会福祉法人などですすめるよう申し入れ、岩城副市長と懇談しました。

岩城副市長からは「保育は児童福祉施設だったのが、最近では女性の就労機会の拡大という労働政策になっている。しかし、保育は人権であり、子どもを中心にしていかなければならない」。一方で、「営利企業の参入については、利益配当しない営利企業もある」という考えを述べられました。



岩城副市長に申し入れる党市議団 (6月24日)

「第一回賃貸方式による民間保育所公募」に関する抗議と申し入れ

名古屋市が、来年4月開設の賃貸物件を利用した認可保育所の整備・運営に営利企業の参入を認めた今回の公募に対し、保育関係者をはじめ多くの市民に衝撃と憤りが広がっています。

2011年の「名古屋市保育施策検討会議」では、保育への営利企業の参入を認めた自治体で実際に起きている、突然の撤退、保育士の高い離職率、保育事業に使われるべき公費の本部会計への繰り入れ—などの問題が議論されました。

その結果、社会福祉法人など非営利法人による公募を行い、2回の公募でも決まらなかった場合に限り、営利企業法人も公募対象とするという、市独自の公募ルールがつけられました。

今回の公募は、「検討会議」の議論を反故にし、名古屋の保育を担ってきた民間保育関係者との信頼関係を踏みにじるものです。

今回の公募で営利企業の参入を認めたことに強く抗議するとともに、今後の保育所整備にあたっては、社会福祉法人など非営利の事業者ですすめるよう求めます。

【資料】

中間報告(一部)

平成23年10月
名古屋市保育施策検討会議

提言

- (1) 名古屋市の保育施策において、これまで社会福祉法人を中心とする非営利法人が重要な役割を果たしてきたことや、待機児童の解消に向けて既存の社会福祉法人等の複数施設化などの努力も併せて行うという観点から、賃貸型保育所などの新たな手法による保育所整備に対しては、まずは、社会福祉法人等を中心に進めることが望ましいと考えます。
- (2) スピード感を持った待機児童の解消が求められている現状から、社会福祉法人等による整備で十分な対応ができない場合も想定し、営利法人の参入を視野に入れ、認可するために必要な一定の条件をあらかじめ検討しておく必要があります。
- (3) 営利法人が設置する保育所に対する不安を解消し、安心して子どもを預けることができるよう、認可時における厳格な審査のみならず、認可後の定期的なモニタリングやフォローを行うため、市においては、以下の事項を踏まえて認可等の条件を検討することが望ましいと考えます。

なお、名古屋市は、他都市と比べて後から営利法人の参入の条件について検討することから、他都市の実績を踏まえ、不安が払しょくされるような厳格なルールを検討することが望まれます。

【認可時の審査】 (具体例)

- ① 事業経営の安定性・継続性の確保
 - ・財務諸表(貸借対照表等)の提出、公認会計士等の審査を求める。
 - ・法人が3年連続して損失を計上している場合には認可しない。
- ② 保育の質の確保
 - ・運営計画の提出を求め、保育所の運営方針、過去の保育実績、人材確保の方法等を確認する。

- ・事業者に対しては保育の専門職がヒアリングを行う。
- ③ 保育所の経営方針の確認
 - ・収支計画の提出を求め、保育所の収支構造や経理の方針等について確認、審査を行う。

【認可後のモニタリング・フォロー】 (具体例)

- ① 法人・団体の経営リスクに対する対応
 - ・年に1度の行政監査に加え、市による外部監査(公認会計士等による監査)を実施し、財務諸表の提出を行わせる。
 - ・保育所の事業収支報告を求め、当初提出された収支計画と照合する。
- ② 事業撤退におけるルール
 - ・撤退する場合には、引継ぎ法人を探し、確実な引継ぎを行うことを義務付ける。
- ③ 本部会計への繰り入れ等
 - ・保育所の経理区分について、社会福祉法人の会計基準に準拠した収支報告書を提出させる。
 - ・本部会計への繰り入れが認められた場合には、その用途を報告させ、保育所の運営に関する経費に使われているかどうかをチェックする。
- ④ 福祉サービス第三者評価の受審等
 - ・「保育の質」を確保、向上する観点から、営利法人が設置する保育所について福祉サービス第三者評価の定期的な受審を義務付ける。
 - ・年1回の行政監査においては、保育の専門職による保育の質に関する確認を重点的に行う。
- ⑤ 市によるフォロー
 - ・認可時において参入する営利法人は、①～④の事項を承諾する。
 - ・運営計画や収支計画との照合確認において問題があるときは、運営や経営に関して積極的に指導を行う。

【検証・見直し】

国の動向に対応するため、一定の期間経過後に検討と見直しを行う。